

長崎県医師会・集合契約における特定健診実施について

<初版 H20. 6. 11・H20. 7. 5 改定版>

初版からの変更は追加____・訂正——で記載しています。

1. 特定健康診査 及び 対象者

1) 特定健康診査とは

高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「高齢者医療確保法」という。）に基づき、医療保険者が40～74歳の加入者を対象に実施する内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査です。

2) 対象者

『集合契約』に参加した保険者に加入の特定健診実施年度中に40歳～74歳となる者で、受健当日に当該保険制度に加入している者です。なお、妊産婦等厚生労働大臣が定める者や、被保険者本人は事業者健診が優先（下記7. 参照）しますので除外されます。

※長建国保では（基本的には事業者健診が優先ですが）、本人でも受診券を持参し特定健診を希望されれば特定健診で実施下さいとの事です。他に情報がございましたら県医師会までご連絡をお願いします。

※十八銀行健保では、従来の個別契約による人間ドック健診を基本にし、集合契約は利用しない予定。

2. 特定健診項目 及び 単価

1) 集合契約における健診項目

『集合契約』と市町国保が郡市医師会等と締結する契約では、健診項目、金額が異なります。

または、集合契約参加の保険者でも、ドック健診として実施するなど各保険者により追加項目がある場合がありますので、受診券等の確認（下記4. 等）をお願いいたします。

(1) 健診項目（必須項目のみ）

問診	既往歴、服薬の状況、自覚症状、生活習慣等に係る調査
身体計測	身長、体重、腹囲、BMI（体重（kg）÷身長（m）の2乗）
血圧測定	収縮期/拡張期
肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP）
血中脂質検査	中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール
血糖検査	空腹時血糖 又は ヘモグロビン A1c（HbA1c）※何れか一方のみ。（下記2）①参照。）
尿検査	尿糖、尿蛋白
理学的検査 （身体診察）	視診、聴診、触診等

(2) 詳細検査（医師の判断により選択的に実施する検査）

貧血検査（ヘマトクリット、血色素量、赤血球数）	心電図検査	眼底検査
-------------------------	-------	------

2) 単 価

①委託料金：7,400円（消費税込・受診者負担含む）/人。

血糖検査は「空腹時血糖」を主とし、「HbA1c」との何れか片方のみ実施。料金はどちらを実施しても同一料金。料金の算出は18年度の診療報酬点数表を基にそれぞれ50%の実施率で算出。

②自己負担額は、各保険者毎に異なります。（下記4. 参照）

③医師の判断に基づき選択的に実施する項目の料金

貧血検査・241円、心電図検査・1,575円、眼底検査・588円（消費税込）

④介護保険における生活機能評価を同時に実施した場合

2,700円及び自己負担額を差し引いた金額を保険者に請求して下さい。（~~2,700円~~ 生活機能評価分は市町の介護保険関係部門からの支払いとなります。）

3. 集合契約に参加の主な保険者

政府管掌健康保険、長崎県医師国民健康保険組合、長崎県歯科医師国民健康保険組合、長崎県薬剤師国民健康保険組合、長崎県建設事業国民健康保険組合、十八銀行健康保険組合、親和銀行健康保険組合、厚生労働省共済組合長崎労働局支部、長崎県市町村職員共済組合、社会保険職員共済組合長崎支部、公立学校共済組合長崎支部、警察共済組合長崎県支部、地方職員共済組合長崎県支部 他多数 ※県医ホームページ掲載。

4. 対象者及び負担額の確認

受健者が持参する「受診券」を確認し特定健診を実施することになりますが、次の点をご確認頂くことになります。(被保険者証との照合もお願いします。)

①「契約とりまとめ機関」欄で、受診可能であるかをご確認下さい。

特定健康診査受診券 (案)

20XX年 月 日交付

受診券整理番号 ○○○○○○○○○○

受診者の氏名 (※カタカナ表記)

性別

生年月日 (※和暦表記)

有効期限 20XX年 月 日

健診内容 特定健康診査
その他 (①)

窓口での自己負担 特定健診(基本部分) 負担額又は負担率
特定健診(詳細部分) 負担額又は負担率
その他(追加項目) 負担額又は負担率
その他(人間ドック) 負担額又は負担率

保険者所在地
保険者電話番号
保険者番号・名称

契約とりまとめ機関名
支払代行機関番号
支払代行機関名

(※記載なし)
⇒全都道府県の国保ベースの契約先(医師会等)で受診可能

〇〇県及び△△県を除く
⇒〇〇県及び△△県を除く45都道府県の国保ベースの契約先(医師会等)で受診可能

全衛連
⇒全都道府県の国保ベースの契約先(医師会等)+全衛連傘下の健診機関で受診可能

〇〇県を除く、結核予防会
⇒〇〇県を除く46都道府県の国保ベースの契約先(医師会等)+結核予防会傘下の健診機関で受診可能

〇〇県及び△△県を除く、人間ドック学会、個別
⇒〇〇県及び△△県を除く45都道府県の国保ベースの契約先(医師会等)+人間ドック学会傘下の健診機関+保険者の個別契約先の健診機関で受診可能

① 健診内容については、個別契約の健診項目等を詳細に表記することはスペース上無理があること、健診機関側で契約している健診項目を把握していることから、詳細には記載せず。

② 自己負担については健診機関は把握していない情報である(健診機関は契約情報のみ把握)ことから、各々の場合(国保・その他・個別)における自己負担額を詳細に記載。

②有効期限をご確認下さい。

③徴収する窓口負担額(契約は一括ですが、自己負担額は各保険者で異なる。)を必ずご確認下さい。

特定健康診査受診券 (案)

20XX年 月 日交付

受診券整理番号 ○○○○○○○○○○

受診者の氏名 (※カタカナ表記)

性別

生年月日 (※和暦表記)

有効期限 20XX年 月 日

健診内容 特定健康診査
その他 ()

窓口での自己負担 特定健診(基本部分) 負担額又は負担率
特定健診(詳細部分) 負担額又は負担率
その他(追加項目) 負担額又は負担率
その他(人間ドック) 負担額又は負担率

保険者所在地
保険者電話番号
保険者番号・名称

契約とりまとめ機関名
支払代行機関番号
支払代行機関名

記載例①

健診内容 特定健康診査

窓口での自己負担 特定健診(基本部分) 負担額又は負担率 受診者負担20%
特定健診(詳細部分) 負担額又は負担率 保険者負担上限額1000円

記載例②

健診内容 特定健康診査
その他(人間ドック) ※受診者選択

窓口での自己負担 特定健診(基本部分) 負担額又は負担率 受診者負担1000円
特定健診(詳細部分) 負担額又は負担率
その他(人間ドック) 負担額又は負担率 受診者負担30%
保険者負担上限額 21000円

その他欄は削除

それぞれの場合での負担額を設定

特定健診のみの場合はその他欄は削除

受診者が特定健診か人間ドックかを選択

④窓口での判別方法

健診・保健指導機関は、次のルールで請求先や単価等を判別することになっています。

- 「契約取りまとめ機関名」の欄に何らかのとりまとめ機関名や「個別」の記載がない場合は、集合契約単価で請求する。
- 何らかのとりまとめ機関名や「個別」の記載があり、そのいずれかに参加している場合は、
 - *個別契約も含んでいる場合は、個別契約を優先し、医療保険者へ直接請求（当該医療保険者が個別契約も代行機関（支払基金等）経由としている場合を除く）。
 - *各契約の項目が一致する場合は、集合契約やそれ以外の各々の契約単価のうち最も低い額で請求（代行機関では契約情報と照合しチェック）。
 - *項目が不一致（例えば、一方の契約は特定健康診査のみで、他方は人間ドックになっている等）の場合は、受診者の選択により受診項目と請求額を選択。
- 大抵の場合、全国で受診可能となることから、住所地ではなく受診地の契約単価によって請求。

⑤その他の表示例

《その他の表示例》

健保連集合Aのみ	ド/日、全、予、結、病、総（下記参照）の何れの契約でも受診可能。（国保ベースの契約は除く・集合契約は受診不可）
健保連集合A	ド/日、全、予、結、病、総の何れの契約でも受診可能 及び 国保ベースの契約も受診可能（集合契約受診可）
ド/日、全、予	日本人間ドック学会/日本病院会、全国労働衛生団体連合会、日本結核予防会、国保ベースの契約で受診可能（集合契約受診可）
ド/日、全、予 （国保ベースなし）	日本人間ドック学会/日本病院会、全国労働衛生団体連合会、日本結核予防会で受診可能（国保ベースの契約は除く・集合契約は受診不可）

※契約とりまとめ機関略称など

- ド/日（日本人間ドック学会/日本病院会）、全（全国労働衛生団体連合会）
予（予防医学事業中央会）、結（結核予防会）、病（全日本病院協会）
総（日本総合健診医学会）
- 健保連集合A（上記、ド/日、全、予、結、病、総の何れでも実施可能な場合）
- 国保ベースの契約（集合契約等）を集合契約Bとする場合もあるようです。

5. 健康診査受診票・健康診査質問票、結果通知票

1) 集合契約における「健康診査受診票・健康診査質問票」（例）

- ①集合契約では、全国的に「健康診査受診票・健康診査質問票」の作成は健診部分に含まれるとされているため実施機関において作成することとなり、基本的に保険者から配布されないため、本会で例を作成しています。（2例を添付。受診票の判定値の有無が異なるのみですので、何れでも利用可。）

本様式を利用の場合は、例をコピーされるか、本会ホームページからダウンロードしてご利用下さい。

<http://www.nagasaki.med.or.jp/tokutei/index.htm>

- ②本様式のコピー等を保険者等に渡す必要はありませんので、自院用（又は代行入力業者に一旦提出用）として「A3版片面1枚」、「A4版両面1枚」又は「A4版片面2枚」での利用を想定しています。
- ③電子化を外部委託される場合は、郡市医師会や代行入力業者が指定したものをご利用下さい。
- ④自院で電子化される場合は、定められた項目を満たしていれば、独自のものをご利用頂いても結構です。

2) 「結果通知票」

- ①「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」23頁に基づいたものであれば、各ソフトウェア、代行入力機関作成のもので結構です。

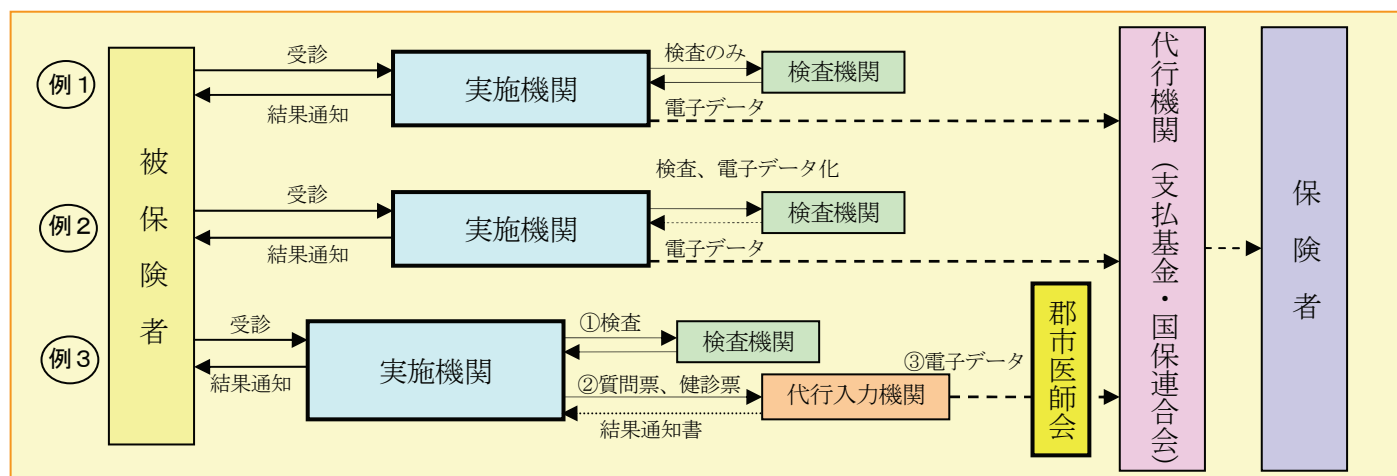
6. 電子データの作成、送付

- ①国の定める標準的なデータファイル仕様に沿って、実施結果及び請求のデータファイルを作成し、代行機関（支払基金、国保連合会）に請求（送付）します。

②ファイルの作成方法は、(1)各実施機関の保有する既存システムの改修や(2)作成ソフトの購入フリーソフトの利用等で自院で作成、(3)郡市医師会でまとめて代行入力業者に委託等が考えられます。

③各保険者へは、代行機関からデータが送付されます。

◇**データ等の流れの例** (例1：自院で作成、例2：検査機関に委託、例3：①検査を依頼、②健診票・質問票を付し、郡市医師会と契約した代行入力機関に送付、③電子データを郡市医師会がまとめて提出)



7. その他

1) 労働安全衛生法に基づく事業者健診（以下「事業者健診」という）との関係

- ①被保険者本人は、事業者健診が優先しますので、特定健診の対象者にはなりません。
- ②従前から医療機関と事業所で直接契約を行っていた「労働安全衛生法に係る健診」については従来どおり（健診項目は平成20年4月1日付で変更）実施し、健診結果を事業所へお渡し頂ければ結構です。
- ③その後のデータを特定健診データとして取り扱うかは、事業所と保険者間の問題となりますので、現在のところ医療機関で電子化の必要はありませんが、医療機関から直接保険者へ送付する方法も検討がなされているとのことです。
- ④政管健保加入医療機関で自院従事者の事業所健診を行った場合は、保険者からのデータ提供依頼がある予定です。（方式等は未定）

2) 特定保健指導の実施

- ①集合契約対象者の特定保健指導は、今後検討予定です。
- ②市町国保は、各市町の保健師が行うとのことです。

3) 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」、「標準的な健診・保健指導に関するプログラム（確定版）」厚労省ホームページに掲載されていますのでご一読下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/info02a.html>

参考：集合契約における特定健診実施機関となるために

- ①集合契約による特定健診を実施する場合、本会と代表保険者が取り交わす契約書に添付のリストに掲載されている必要があります。
- ②支払基金への届出がお済みでない場合で、集合契約に参加の実施予定機関は、早急に「運営についての重要事項に関する規定」をホームページ等で公表され、支払基金への届出を行うようご指導下さい。その後、国保連合会への届出も必要です。
- ③実施機関リストは、平成20年度のみ一定期間追加等が可能で、次回予定は6月30日付です。
- ④新規、変更等がございましたら地元医師会にご連絡下さい。